

規範委員会における内部監査と不正防止

■ 内部監査

内部監査は、公的研究費の適正な管理のため、全社的な視点からモニタリングを行うものである。

- (1) 内部監査は、会計書類の形式的要件等の財務情報に関するチェックのほか、公的研究費の管理責任体制の不備の有無等の検証を行うものとする。
- (2) 内部監査は、規範委員会と経理室との十分な連携および協力のもと、業務を行うものとする。
なお、監査対象者が委員会に含まれる場合は、これを除外する。

■ 不正防止

不正防止について、規範委員会ではつぎにかかげることを審議する。

- (1) 不正防止計画の企画及び立案に関すること。
- (2) 不正防止計画の推進に関すること。
- (3) 不正防止計画のモニタリング等による検証に関すること。
- (4) 不正発生要因に対する改善策に関すること。